平成 22 年度税制改正 (租税特別措置) 見直し事項 (廃止・縮減)

(国土交通省)

	11 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
税目(条文番号)	所得税(租税特別措置法34の2Ⅱ⑥)
見直	租税特別措置法第34条の2第2項第6号において、 「法律で定める特定住宅造成事業等(空港周辺整備計画)が定められ た第一種区域内にある土地等を、当該計画に係る事業の用に供するた めに地方公共団体に買い取られる場合、1,500万円を限度として、そ の譲渡益を控除することを認める。」
L	と定められているが、この法律で定める特定住宅地造成事業等から空 港周辺整備計画を削除する。
Ø	
内	
容	
	増収見込額 O 百万円 (平年度)
廃	空港周辺整備計画に基づく事業の用に供するために、第一種区域内に
止	ある土地等を地方公共団体が取得することは今後予定されておらず、 廃止しても問題ない。
又	直近3年間の実績の件(今後も予定なし)
は	
縮	
減	
Ø	
理	
曲	